

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 378 号）

〔スマートシティ戦略部長の公募に係る文書部分公開決定審査請求事案他 1 件〕

（答申日：令和 5 年 3 月 16 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求 1 に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、審査会が「非公開が妥当と判断した部分」を除いて公開すべきである。

また、実施機関は、本件審査請求 2 に係る公開請求拒否決定のうち、知事及び副知事の評価が分かる資料について、その存否を明らかにした上で、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 5 月 26 日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

スマートシティ戦略部長の公募に関する以下の資料について、

- （1）応募した 14 人の論文と、一次選考の点数、合否等を記した資料。一次選考の採点者コメント等を記した資料。
- （2）一次選考を通過した二次選考参加者 11 名の、評価者と点数一覧。二次選考採点者コメント等を記した資料。
- （3）二次選考を通過した 3 名の知事評価が分かる資料。
- （4）受験番号 3010 について、知事、副知事、スマートシティ戦略準備室長の評価が分かる（検索に引っかかる）メール一式等。

- 2 同年 6 月 5 日付けで、実施機関は、本件請求に対し、以下のとおり決定を行い、審査請求人に通知した。

- （1）本件請求（1）及び（2）について

実施機関は、本件請求における（1）及び（2）に対応する文書として、アのとおり行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、イに掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定 1」）を行い、ウのとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

ア 一部を公開することと決定した行政文書の名称

一次選考の点数、合否等を記した資料

一次選考の採点者コメント等を記した資料

一次選考を通過した二次選考参加者 11 名の、評価者と点数一覧

二次選考採点者コメント等を記した資料

イ 公開しないことと決定した部分

本件請求（1）のうち、応募した 14 人の論文

本件請求（１）及び（２）のうち、受験者の氏名、年齢、最終学歴、得点、前職、受験番号、採点者・試験委員の氏名、採点の視点・審査基準、所見

ウ 公開しない理由

（ア）条例第８条第１項第４号及び第９条第１号に該当する。

非公開部分には採用選考の方法に係る情報があり、今後の事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、受験者が特定の個人として識別される個人のプライバシーに関する情報があり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

（２）本件請求（３）及び（４）について

実施機関は、条例第１３条第２項の規定により、本件請求（３）及び（４）について、公開請求拒否決定（以下「本件決定２」）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで以下のとおり公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

当該公開請求対象の行政文書が存在しているか否かを答えることで、公募部長採用選考の手法に係る情報を開示することとなり、今後の採用事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるため

３ 同年９月４日付けで、審査請求人は、本件決定１及び本件決定２を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下、本件決定１に対する審査請求を「本件審査請求１」、本件決定２に対する審査請求を「本件審査請求２」という。）を行った。

当審査会は、本件審査請求１及び本件審査請求２について、審査請求人が同一であり、それぞれの審査請求の内容に関連性がある事案であることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１ 審査請求書における主張

本件決定１については、条例第８条第１項第４号（事務執行支障情報）を適用し、「今後の事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある」との理由から、また、条例第９条第１号を適用し、「受験者が特定の個人として識別される個人のプライバシーに関する情報があり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」との理由から、黒塗りにより、大部分を非公開としている。

また、本件決定２については、条例第１０条第１項第１号を適用し、「当該公開請求対象の行政文書が存在しているか否かを答えることで、公募部長採用選考の手法に係る情報を開示することとなり、今後の採用事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるため」との理由から、当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するとしている。

しかし、これでは公募部長・人事採用の実態はブラックボックスであり、「役所の情報は市民の公共財産」という言葉は掛け声だけで、虚しい響きを持つ。

本件請求の対象はスマートシティ公募部長の公募論文と面接に関する資料であり、吉村大阪府知事の公約を達成するための鍵となる幹部の登用根拠となる文書である。一般の役人の採用論文ではない。一般に、公募部長論文は公募部長にとっての「公約」であると考えられる。「個人が知られたくない情報」では済まないと考えるが如何。実際、公募部長採用の実施要項に「論文の著作権は大阪府に帰属する」旨の記載があった。であれば、なおさら、誰を落選させ、誰を当選させたか、基準は何かは歴史に残すべき資料であり、公開されるべきと考えるが如何。

また、処分庁は「今後の採用事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれ」というが、全く具体的ではない。知事メールの公表については、別事案の裁判で公表を求められたこともあるから、本件請求（４）の公表も出来るはずだ。情報公開することでどう不公正が発生し、どう適切な執行に支障がでるのか、判然としない。

そもそも、公正か否かは市民の目でチェックされるべき問題である。市民がチェックできないような採用体制で、それが公正だったか否かを論評できようはずはないではないか。一般に面接というものは、主観が入る余地が大きい。大阪府知事の主観であれば最終的には納得せざるを得ないが、知事以外の主観であれば民主的統制の観点において根拠が無い。

最後に、審査請求人は、当初より、公人以外のプライバシー（受験者の氏名を始め、それと紐付けることで個人が特定できる情報）は求めていないことを明記する。そして論文そのものや、面接と、それらの得点はプライバシーではないと考えるが如何。審査請求人は、一応募者として、府庁に幹部として登用されるにはどのようなスキルが求められるか、次回登用されるために、何を改善すればよいか知りたいと思い、情報公開請求した。これは通常の切磋琢磨である。吉村大阪府知事におかれては、新規参入者にチャンスを与えていただきたく願います。

以上まとめる。幹部である公募部長人事においては、条例第 11 条（公益上の理由による公開）により公開するべきであり、黒塗りにより大部分が非公開となったり、存否を明らかにしないで公開拒否となったりしたことは遺憾であり、かつ審査請求人の知る権利を侵害しているため、違法不当であると言える。

2 反論書における主張

(1) 条例第 9 条第 1 号の該当性について

審査請求人は、氏名情報がマスキングされた第一次選考論文それ自体は、「特定個人を識別する情報」ではないと主張する。現時点で、受験番号と氏名情報が紐づいているのは、公表された現スマートシティ戦略部長のみだ。それ以外の人間は、特定個人を識別できない。反論書では「特定個人を識別されうる」と主張するが、氏名情報をマスキングすれば、特定個人を識別出来なくなる。氏名だけをマスキングして残り資料を公開すれば、（現スマートシティ戦略部長以外の）プライバシー侵害は成り立たないのではないかと。現スマートシティ戦略部長がプライバシー侵害だからそれでもやめてほしいと主張されるのであれば、論文についてプライバシー侵害になると客観的に認められる文章を、時限的に、一部マスキングすることは認める。

第一次選考採点結果一覧、第一次選考審査評定票、第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票についても、同様である。氏名情報をマスキングした上であれば現スマートシテ

イ戦略部長以外は「特定個人を識別できない」以上、プライバシー侵害は成り立たない。現スマートシティ戦略部長がプライバシー侵害だから自分の分はやめてほしいと主張されるのであれば、現スマートシティ戦略部長の分のみ、マスクングすることは認める。

また、第一次選考論文について、著作権は大阪府にあることは、募集要項に明記されていた。通常理解力を持った受験者であれば、公開されることは了知していると解するのが普通だろう。それとも具体的に公開に反対する声があるのか（現スマートシティ戦略部長は公開に反対しているのか）。

審査請求人が明確なプライバシー侵害になると認められるものは、現スマートシティ戦略部長の公募論文のみだ。現スマートシティ戦略部長が「一般に他人に知られたくないと望むことが正当だ」と主張し公開に反対するのであれば、理屈は通ると思う。当該戦略部長の論文以外は少なくとも公開できるはずである。まずはそれらを公開されたい。

(2) 条例第 11 条の該当性について

審査請求書別紙の一部分の記載をもって、本件請求を「『公益上の必要性』ではなく、個人の権利利益を目的とした情報公開請求」と断じている。確かに個人的理由による情報公開請求でもあることは認める。だが人の動機は必ずしも一つではなく、多面性を持つ。審査請求書別紙において多くの文字を使い、「公正か否かは市民によるチェックされるべき問題」「誰を落選させ、誰を当選させたか、基準は何かは歴史に残すべき資料」と論じており、単純に個人の権利利益のみを目的として情報公開請求した訳ではない。

公務員採用に関する情報を公開していくことは、市民府民のチェックの目を育てる意味（民主的統制）で、情報公開は公益に資する。

<民主的統制について、加えて論ずる>

採用活動は、公権力の行使の 1 つである。善良なる府民・市民・国民にある基準で点数を付け、自分たちの仲間をリクルーティングする活動でもある。組織が採用活動を必要とする以上、審査請求人は人の選別行為は認めるが、同時に民主的正当性も求める。

審査請求書別紙でも記載したとおり、知事が自分の主観で判断したものであれば、たとえどんなに頓珍漢だなど思っても民主的正当性から納得できる。だが、国民の公僕である役人が自分の主観で判断しても、国民としては納得できない。

審査請求人は、一次面接を通過した後の二次面接（個別面接）で、以下の事態に遭遇した。現時点で覚えている範囲で記載する。

「スマートシティ戦略部長に任命されたら、部下に最初に何を指示するか述べてよ。（別の試験委員は、審査請求人作成の論文について「論拠が不明」という、漠然とした感想あり）」

「副首都構想についての感想を述べてよ」

「（面接日の数日前に発表があった）当初予算についての感想を述べてよ」

これらについて受験者として意見したが、役人がどのような点数評価を下したのか気になる。

また、弁明書では「求める人物像」を明記していると言う。審査請求人はその曖昧な人物像をどういう風に具体化して基準にし、実際に行政執行で点数化したのか知りたいし重要だと思うが、如何。そういえば、かつての大阪府幹部が、大阪都構想に反対し、府知事選に立候補した事実があるが、例えば、都構想関連の質問をして陰で仲間となる公務員を

選別することも可能だ。府民国民の牽制がないことで、そういう疑いを招く。審査請求人は上記の副首都構想について賛成の立場で回答したが、最悪、それで不合格になったかもしれないと思っている。事実は多分分からない。重要なのは、そういう疑いを現状払拭できないことだと主張する。

(3) 試験委員の心理的圧迫性について

心理的圧迫は試験委員が受けて当然のものであり、それが無い現状が異常だと、審査請求人は判断する。善良なる市民を自らの主観で採点するとは重い行為である。弁明書が言うような「正確な」評価がありうるとするならば、公表しても何ら恥じることは無かろう。説明責任を負わない仕事などない。今の選び方が最善・最良だという前提に弁明書は立っているが、公開されない採点基準で合格不合格が決まる現状が本当に最良なのかは大いに疑問である。弁明書では「正確」「客観」を標榜するが、府民国民の牽制を受けない、反証可能性を担保されない文書に「正確」「客観」など、宿るはずもない。

(4) 事業の公正かつ適切な執行の不能性について

弁明書に「過度に受験対策されるから」とあるが、それを理由に非公開にすることで、府民ひいては国民の知る権利を疎かになってよいのか。「反復継続的な事務事業」とあるが、毎回変わらぬ浅い質問、浅薄な判断基準であることが本当の問題ではないのか。事業の公正かつ適切な執行が不能になると考えるのは早計である。

弁明書に「個別面接では人格的要素を評価する部分が求められる」とあるが、公務員が面接において人格的要素を評価するのは疑問である。受験者の人格的要素を判断するのは知事の役割だ。代理執行者たる試験委員は、知事が了承した採点基準（当然公開されるべき）に A I のように点数を付けていく役割に徹するべきだ。

(5) 結論

公文書は役所組織のものではなく、府民国民のものである。原則的には、公開されない公文書は存在しないとするべきだ。今回、条例の存在を根拠に、完全に府民国民の知る権利を完全黒塗りで完全否定してしまったが、そうあるべきではない。公務員試験の情報も公開するべきだ。情報公開法の趣旨に立ち返るべきである。

今回の公文書公開請求の拒否については、プライバシー保護の前提となる「特定個人を識別する情報」という前提が成り立たず、回避する方法が容易に立案できるので、完全黒塗りの公開拒否は過剰であると主張する。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 大阪府公募部長選考【スマートシティ戦略部長】（以下「本件選考」という。）について

大阪府組織条例（昭和 28 年大阪府条例第 1 号）に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、大阪府職員基本条例（平成 24 年大阪府条例第 86 号）第 8 条の規定に基づき公募により任用することとしており、その選考業務は任命権者である大阪府知事が実施している。

本件選考は、スマートシティ戦略部の長の職について、そのポストに最もふさわしく、より優秀な人材を確保することを目的として、実施した選考である。

その実施にあたっては、大阪府として求める人物像に見合った資質や能力を備えている優れた人物を確保するため、選考方法や採点基準、合否を判定するための基準を定めている。求める人物像については、本件選考の選考案内に以下のとおり明記している。

(求める人物像)

- 部が所管する業務に関する幅広い知識を有する人
- 部がめざす施策の実現への情熱があり、先見性と決断力を有する人
- 大規模災害をはじめとした危機管理事象に対して、総合的かつ迅速・的確な判断ができる人
- 様々な専門職で構成される組織を円滑にマネジメントできる統率力を有する人

第一次選考では書類選考、第二次選考及び最終選考ではそれぞれ個別面接を実施し、職務に対する適正、能力、意欲等について審査している。

3 本件行政文書について

(1) 第一次選考論文、第一次選考採点結果一覧、第一次選考審査評定票について

本件行政文書1の第一次選考論文、第一次選考採点結果一覧、第一次選考審査評定票については、本件選考の第一次選考の合否判定を行うためのものである。

第一次選考論文の全て及び第一次選考採点結果一覧、第一次選考審査評定票のうち、採点者、各採点者の採点、得点、試験委員、採点の視点、審査基準、各視点の評価、満点、得点について、条例第8条第1項第4号に該当するとして非公開とした。

また、第一次選考論文の全て及び第一次選考採点結果一覧のうち、受験者の氏名、年齢、最終学歴、前職について、条例第9条第1号に該当するとして非公開とした。

(2) 第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票について

本件行政文書1の第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票については、本件選考の第二次選考の合否判定を行うためのものである。

第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票のうち、採点者、得点、評定者氏名、区分、項目、評定、総合所見について、条例第8条第1項第4号に該当するとして非公開とした。また、第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票のうち、受験番号、氏名、年齢、最終学歴、前職について、条例第9条第1号に該当するとして非公開とした。

4 本件決定1の条例第8条第1項第4号の該当性について

行政が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすものがある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができるとするのが、条例第8条第1項第4号の趣旨である。

(1) 第一次選考論文について

第一次選考論文は、本件選考の用に供されることを目的として提出された資料であり、出題されたテーマからも応募者の人格、経歴や生活状況等に根ざした思想、意見等が創造的に表現されているものである。また、本件選考の実施に際し、提出された論文を公表する可能性があることを予め応募者に告知していないことから、応募者は公開されないことを前提として、テーマに関しての考え方、意見等を自由な発想のもとに記述したと推察されるところである。このことから、本件論文が公表された場合、応募者が、第三者から内容等についての説明を求められるような事態が発生し、後日生じるかもしれないトラブルに配慮して、ありのままに記載することを差し控えたり、テーマに関しての考え方、意見等を自由な発想で記述されなくなることが想定されるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 第一次選考採点結果一覧、第一次選考面接評定票について

第一次選考採点結果一覧及び第一次選考面接評定票は、本件選考の第一次選考の合否判定を行うためのものである。第一次選考では書類選考を実施し、提出された選考申込書、論文に基づき、職務に対する適正、能力、意欲等について審査を行っている。第一次選考採点結果一覧及び第一次選考面接評定票の非公開部分には、採点者の氏名、各採点者の採点、採点の視点、審査基準、各視点の評価、満点、得点が記載されている。

非公開とした採点者の氏名及び各採点者の採点を開示した場合、試験委員が、心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることが想定されるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、非公開とした採点の視点、審査基準、各視点の評価、満点及び得点を開示した場合、評定項目などの着眼点が明らかになるとともに、明らかになった評定項目などの着眼点について過度に意識し偏った受験対策を講じることが予想されるため、正確な評価ができなくなるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、必要とする人材の確保に支障をきたすなど、事務の目的が達成できなくなり、採用事務の公正かつ適切な執行に支障が出るため、非公開としているものである。

(3) 第二次選考採点結果一覧、第二次選考審査評定票について

第二次選考採点結果一覧及び第二次選考審査評定票は、本件選考の第二次選考の合否判定を行うためのものである。第二次選考では個別面接を実施し、職務に対する適正、能力、意欲等について審査を行っている。第二次選考採点結果一覧及び第二次選考審査評定票の非公開部分には、採点者の氏名、得点、区分、項目、評定、総合所見が記載されている。

個別面接では、受験者の発言、態度、所作など少なからず人格的な部分を評価することが求められていることから、試験委員が行う評価については、受験者自らが抱いている自己の人格の認識と食い違うことが当然予想される。

そのため、非公開とした採点者の氏名、得点を開示した場合、試験委員が、心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることが想定されるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、区分、項目、評定、総合所見を開示した場合、評定項目などの着眼点が明らかになるとともに、明らかになった評定項目などの着眼点について過度に意識し偏った受験対策を講じることが予想されるため、正確な評価ができなくなるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、必要とする人材の確保に支障をきたすなど、事務の目的が達成できなくなり、採用事務の公正かつ適切な執行に支障が出るため、非公開としているものである。

5 本件決定1の条例第9条第1号の該当性について

個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない。特に個人のプライバシーは一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすことから、条例はその前文において、「個人のプライバシーに関する情報は最大限保護すること」を明記し、条例第5条において「実施機関及び実施法人は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ことを定めている。

そして、条例第9条第1号においては、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」については、「公開してはならない情報」とし、公開することを禁止するという基本原則が明確に定められている。

(1) 第一次選考論文について

第一次選考論文は、本件選考の用に供されることを目的として提出された資料であり、出題されたテーマからも応募者の人格、経歴や生活状況等に根ざした思想、意見等が創造的に表現されているものである。また、本件選考の実施に際し、提出された論文を公表する可能性があることを予め応募者に告知していないことから、応募者は公開されることがないことを前提として、テーマに関しての考え方、意見等を自由な発想のもとに記述したと推察されるところである。そうすると、本件論文が公表された場合、応募者個人の権利利益が害されるおそれがあるとともに、精神的苦痛を受けることが十分に予想されることから、本件論文は「特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報である。

(2) 第一次選考採点結果一覧、第二次選考採点結果一覧、第二次選考面接評定票について

第一次選考採点結果一覧、第二次選考採点結果一覧及び第二次選考面接評定票の非公開部分には、受験番号、受験者の氏名、年齢、最終学歴、前職が記載されている。このうち、受験者の氏名、年齢、最終学歴、前職は、明らかに「特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報である。

また、受験番号は、職員採用選考における個人を識別するための番号である。本件選考の場合、最終合格者が1名であり、合格者の受験番号は合格発表時に公表している。すなわち、受験番号は特定の個人が識別される情報であり、情報公開請求により最終合格者の成績を他人が了知することとなるため、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。個人を識別される情報となる以上、実施機関としては、受験者のプライバシーに最大限配慮する必要があるため、請求に対してこれらの情報を一律の対応で非公開としなければならないものである。

今回の決定は、実施機関として、条例の趣旨に基づき、受験者のプライバシーに最大限配慮して行ったものである。

6 本件決定2の条例第12条の該当性について

本件請求2の請求内容に対応する行政文書（以下「本件行政文書2」という。）の存否を答えるだけで、選考における評価者を特定する情報を開示することとなり、評価者が、心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることが想定されるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、評価者が特定されることにより、評価者を過度に意識し偏った受験対策を講じることが予想されるため、正確な評価ができなくなるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第8条第1項第4号に該当する情報を開示するのと同等の効果を生じることになるから、条例第12条に該当し、実施機関が本件行政文書2の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは妥当である。

7 審査請求人が主張する条例第11条の該当性について

審査請求人は「幹部である公募部長人事においては、条例第11条（公益上の理由による公開）により公開するべき」と主張するが、同条に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条第1項各号若しくは第2項各号又は第9条第1号に定める個々の適用除外項目の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別具体的に比較衡量し、公益上特に公開する必要があると認められる場合をいう。

審査請求人は、「一応募者として、府庁に幹部として登用されるにはどのようなスキルが求められるか、次回登用されるために、何を改善すればよいか知りたいと思い、情報公開請求をした」と主張しており、これは「公益上の必要性」ではなく、個人の権利利益を目的とした情報公開請求である。また、求める人物像は、本件選考の選考案内に明記している。よって、条例第8条第1項第4号及び第9条第1号に定める個々の適用除外項目の規定によって保護される利益を冒してまでも、公益上特に公開する必要があるとは認められないため、条例第11条に規定する公益上の理由による公開には該当しない。

8 結論

以上のとおり、本件決定1及び本件決定2は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正か

つ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件決定1について、条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1号の規定に該当し、本件決定2について条例第12条に該当すると主張するため、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。

本号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報

については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

このうち、「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を評価、判定するための試験をいう。

また、同号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性について

本件決定1については、実施機関がスマートシティ戦略部長を公募により任命する選考業務のために実施するものであり、(1)アに該当すると認められるので、実施機関が開示した各行政文書に係る(1)イの該当性を検討する。

ア 「第一次選考論文」(以下「行政文書1」という。)について

実施機関は、行政文書1については、本件論文が公表された場合、応募者が第三者から論文の内容等についての説明を求められるトラブルの発生に配慮して、ありのままに記載することを差し控えたり、意見等を自由な発想で記述されなくなったりする

ことが想定されることで、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点、論文を公開することで、後年の選考応募者が公募部長として選考された者の記載内容を真似ることや、自らの意見を自由に記述することを控えることが想定できる。これらにより、適正な人材を選考することが困難になり、当該行政文書を公開することで、部長公募の選考事務に支障をきたし、事務事業の目的が達成できなくなることから、実施機関の主張は認められる。

したがって、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

イ 「第1次選考採点結果【書類審査】」（以下「行政文書2」という。）及び「職員採用選考書類審査（1次選考）」（以下「行政文書3」という。）について

実施機関は、行政文書2及び行政文書3について、採点者の氏名及び各採点者の採点を開示した場合、試験委員が心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることや過度に意識し偏った受験対策を講じることが予想されるため、正確な評価ができなくなるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすことを理由として、採点者の氏名、各採点者の採点、採点の視点、審査基準、各視点の評価、満点、得点を非公開としていると主張する。

この点、採点者の氏名を公開すると、心理的圧迫により受験者をありのまま評価できなくなるなど、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

また、採点者の氏名が識別されない状態であったとしても各採点者の採点結果を公開することで苦情等を受けることを懸念し、その心理的圧迫から評価をありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりすることも想定できる。

加えて、各視点の評価、得点、得点率を公開すると、実施機関における点数の内訳や点数の傾向が判明し、今後の公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすおそれが認められる。したがって、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

しかし、行政文書2における採点者の人数については、それを公開したとしても、受験者に偏った受験対策を講じさせるとは想定できない。

また、行政文書3における採点の視点及び審査基準については例えば採点の視点において「基本的知識」等の項目が設定され各項目の審査基準として「所管する業務に関する豊富な専門知識を持っているか」等の内容が記されている。これらは、評価のポイントが記載されているものであり、受験者がその観点を相当程度想定し得るものと考えられ、これらを公開しても、受験者に偏った受験対策を講じさせ、正確な評価ができなくなり、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすとまでは認められない。

さらに、行政文書2及び行政文書3における満点の点数については、公募部長制度は三次選考まであり、選考の得点は持ち越さないこととなっていることから、一次選考・二次選考それぞれの満点の点数を公開しても、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすとまでは認められない。

したがって、採点者の人数、採点の視点、審査基準、及び満点の点数は条例第8条第1項第4号に該当せず、公開が妥当である。

ウ 「第2次選考採点結果【個別面接】」（以下「行政文書4」という。）及び「個別面接評定票」（以下「行政文書5」という。）について

実施機関は、行政文書4及び行政文書5について、個別面接では受験者の発言、態度、所作など少なからず人格的な部分を評価することが求められており、採点者の氏名、得点を開示した場合、試験委員が、心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることが想定されると主張する。

また、区分、項目、評定、総合所見を開示した場合、評定項目などの着眼点が明らかになるとともに、明らかになった評定項目などの着眼点について過度に意識し偏った受験対策を講じることが予想されるため、正確な評価ができなくなるなど、必要とする人材の確保に支障をきたすなど、事務の目的が達成できなくなり、採用事務の公正かつ適切な執行に支障が出ることを理由として、区分、項目、評定、総合所見を非公開としていると主張する。

この点、採点者の氏名を公開すると、イと同様に受験者をありのまま評価できなくなるなど、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

得点については、実施機関における点数の内訳や点数の傾向が判明し、今後の公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすおそれが認められ、総合所見については、評価者が識別されない状態であったとしても、苦情を受けることを懸念し、その心理的圧迫から評価をありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりすることが想定される。

したがって、条例第8条第1項第4号に該当し非公開が妥当である。

しかし、非公開としている採点者の役職を記載している文言のうち部長、副知事、委員という文言については、それらを開示しても、採点者の特定に結びつく情報ではないことから、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすとまでは認められない。

また、行政文書5における区分、項目、評定については評価ポイントが記載されているものであり、イで述べたように、これは受験者が相当程度想定し得るものと考えられ、これを公開しても、受験者に偏った受験対策を講じさせ、正確な評価ができなくなり、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすとまでは認められない。

加えて、行政文書4における満点の点数については、イで述べたとおり公募部長制度は三次選考までであり、選考の得点は持ち越さないこととなっていることから、一次選考・二次選考それぞれの満点の点数を公開しても、公正かつ適正な選考事務に支障を及ぼすとまでは認められない。

したがって、これらは条例第8条第1項第4号に該当せず、公開が妥当である。

(3) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。

また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号はこのような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るものうち、
ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(4) 条例第9条第1号該当性について

本件決定1については、スマートシティ戦略部長受験者の個人のプライバシーに関する情報が含まれており(3)アに該当すると認められるので、実施機関が開示した各行政文書に係る(3)イ及び(3)ウの該当性を検討する。

ア 行政文書1について

実施機関は、行政文書1については、本件選考の用に供されることを目的として提出された資料であり、応募者の人格や意見等が創造的に表現されているものであり、本件論文が公表された場合、応募者個人の権利利益が害されるおそれがあり、精神的苦痛を受けることが十分に予想されることから、本件論文は一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報と主張する。

この点、論文は、受験者自身の経験や経歴等に根ざした意見や理念、提案等が不可分一体となって記載されているものであり、これを公開すると、受験者に近い者や同業者等が受験者を特定できる可能性は否定できないことから、公募部長選考に受験したことやその受験結果といった一般に他人に知られたいと望むことが正当である情報と認められる。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

イ 行政文書2及び行政文書4について

実施機関は、行政文書2及び行政文書4について受験者の氏名、年齢、最終学歴及び前職は、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、かつ受験番号は合格者が1名であり、その番号が公表されていることから、特定の個人が識別される情報であり、情報公開請求により最終合格者の成績が他人に了知されることとなるため、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると主張する。

この点、受験者の氏名は、公募部長に応募した者が直接的に明らかになる情報でありこれらは一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

なお、最終合格者の〇〇氏の氏名及び受験番号は公表されているが、行政文書2及び行政文書4には、〇〇氏の一次選考及び二次選考の順位が記載されていることから、氏名及び受験番号を公表すれば、当該順位が判明することとなる。これは、一般に他人に知られたいと望むことが正当である情報であることから、〇〇氏の氏名及び受験番号についても非公開とすることが妥当である。

また、年齢、最終学歴、前職については、これらの情報の組み合わせにより、特定の個人が識別されるおそれがあり、公募部長選考に受験したことやその受験結果といった一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報と認められる。

加えて、行政文書4における受験番号は、上記のとおり最終合格者の〇〇氏の受験番号が公表されていることから、これらを開示することにより、二次選考時における〇〇氏の順位が判明することとなり、それは一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、全受験者の受験番号を非公開とすることが妥当である。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

ウ 行政文書5について

実施機関は、行政文書5の受験番号及び受験者の氏名について、受験者のプライバシーに最大限配慮する必要があるため、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報と主張する。

この点、受験者の氏名は、イと同様に公募部長選考に受験したことやその受験結果といった一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報と認められる。

したがって、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

しかし、このうちスマートシティ戦略部長の〇〇氏の氏名については、すでに公表されていることから、イにおいて非公開妥当としているが、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報に該当しないことから公開が妥当である。

また、受験番号は受験者全員の番号を公開しても特定の個人が識別される情報ではないことから、これらは条例第9条第1号に該当せず、公開が妥当である。

(5) 条例第12条について

本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

本条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の適用除外事項を適用すれば足りる事例にまで拡大して適用されることのないよう、特に慎重な運用に努める必要がある。

(6) 条例第12条該当性について

実施機関は、本件請求の存否応答により、選考における評価者を特定する情報を開示することとなり、評価者が心理的な圧迫を抱き、採用選考に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなることが想定されるなど、適正な採用選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号に該当する情報を開示するのと同等の効果を生じることになるから、条例第12条に該当すると主張する。

しかし、スマートシティ戦略部長という実施機関における重要ポストの選考に知事及び副知事が関わるということは、一般的に広く想定されることであり、この情報が公開されたとしても、採用選考業務に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、知事及び副知事の評価に係る部分は、その存否を明らかにした上で、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

(7) 条例第 11 条について

第 8 条第 1 項各号及び第 2 項各号並びに第 9 条第 1 号に該当する情報は、「正当」又は「不当」等の解釈における利益衡量を行った上で、なお非公開とすることの必要性が認められる情報である。

しかしながら、このような情報であっても、個別具体的な場合においては、公開することに優越的な公益が認められる場合があり得るところであり、このような場合には、実施機関の高度の行政的判断により、公開しなければならない又は公開することができるということが合理的である。

また、本条において実施機関が公開することの公益性を判断するに当たっては、個々の適用除外事項の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならない。

とりわけ、個人のプライバシーに関する情報を最大限に保護するため、第 9 条第 1 号に掲げる情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合には、大阪府個人情報保護条例の趣旨を考慮し、個人の人格的な権利利益を不当に侵害することのないよう特に慎重に取扱う責務があることを定めている。

(8) 条例第 11 条該当性について

実施機関は、本件請求は個人の権利利益を目的とした情報公開請求かつ求める人物像は本件選考案内に明記しており、条例第 8 条第 1 項第 4 号及び第 9 条第 1 号に定める個々の適用除外項目の規定によって保護される利益を冒してまでも、公益上特に公開する必要があるとは認められないと主張する。

これに対し、審査請求人は、基準が何かは歴史に残すべき資料であり、単純に個人の権利利益のみを目的として情報公開請求をしたわけではないことや実施機関の主張する求める人物像が曖昧であり、具体化した基準や実際に行政執行で点数化したものを開示すべきであると主張する。

この点、当該公募における個々の受験者に対する評価等を公開することは、条例第 8 条第 1 項第 4 号及び第 9 条第 1 号に定める個々の適用除外事項の規定によって保護される利益を上回るだけの公益上の必要性があるとは解されず、条例第 11 条に規定する公益上の理由による公開を行わないとした実施機関の判断は、妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理